

22__定款、寄附行為

公益財団法人鳥取県環境管理事業センター定款

制定（平成25年4月1日）

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、公益財団法人鳥取県環境管理事業センターと称する。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を鳥取県米子市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、産業廃棄物処理施設の確保等を行うことにより、産業廃棄物の適正な処理を推進し、もって産業の発展と地域住民の健康で快適な生活環境の保全に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 産業廃棄物処理施設の確保に関する事業
- (2) 産業廃棄物の処分に関する事業
- (3) 産業廃棄物の処理についての相談及び普及啓発に関する事業
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、鳥取県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

（基本財産等）

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会及び理事会の承認を要する。

4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

（事業年度）

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込を記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 理事長は、前項の承認を受けた書類を直近の評議員会に報告しなければならない。
- 3 第1項の書類は、毎事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。
- 4 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の財産目録等については、毎事業年度の終了後3か月以内に行政庁に提出しなければならない。
 - 4 第1項の書類のほか、次の書類を定時評議員会の日の2週間前の日から主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 評議員及び役員の名簿
 - (3) 評議員及び役員の報酬等の額及び支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第4項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員3名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員候補者は、評議員会又は理事会がそれぞれ推薦することができる。

3 評議員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人並びにこの法人の評議員及び役員との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

第12条 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからキまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
キ 理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

2 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

3 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその

旨を行政庁に届け出るものとする。

第13条 評議員会は、評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該評議員を除く評議員会の決議によって当該評議員を解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。
- 2 前項の規定により評議員を解任しようとするときは、評議員会において、あらかじめ当該評議員に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

(評議員の任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員が任期の満了又は辞任で退任することにより、第10条に定める定数に足りなくなるときは、当該評議員は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第15条 評議員に対して、各年度の総額が20万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の額及び支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を評議員会で別に定めるところにより支払うことができる。

第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員及び役員を選任又は解任
- (2) 評議員及び役員報酬等の額及び支給の基準
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第20条 理事長は、評議員会の開催の日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 評議員の解任
- (2) 監事の解任
- (3) 評議員に対する報酬等の額及び支給の基準
- (4) 定款の変更
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他法令で定められた事項

3 評議員又は役員を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。評議員又は役員の候補者の合計数が第10条又は第26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第23条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第24条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員の内から選出された議事録署名人1名は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員を設置)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を副理事長、1名を専務理事とすることができる。

4 前2項の理事長及び副理事長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法第197条において準用する法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第27条 役員は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに使用人が含まれてはならない。また、監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

5 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 役員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出るものとする。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。

4 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 理事及び使用人に対して必要に応じ、事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要に応じ意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要に応じ、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求をした日から5日以内に、その請求をした日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、必要に応じ直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、必要に応じその理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、補欠により選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員が任期の満了又は辞任で退任することにより、第26条第1項に定める定数に足りなくなるときは、当該役員は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第31条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。
- 2 前項の規定により理事を解任しようとするときは、評議員会において、あらかじめ当該理事に対して意見を述べる機会を与えることができる。

(役員報酬等)

第32条 役員に対して、評議員会において別に定める報酬等の額及び支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、職務の執行に要した費用を評議員会で別に定めるところにより支払うことができる。

第7章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備

(招集)

第35条 理事会は、法令及び定款に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき、又は事故があるときは、次の順位の理事が理事会を招集する。

第一順位 副理事長

第二順位 専務理事

第三順位 各理事

3 理事会を招集するときは、開催の日の5日前までに、役員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、役員の実員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

5 理事長は、議案を審議する上で役員以外の者の意見を聞く必要があると認めるときは、その者を理事会に出席させることができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき、若しくは理事長に事故があるとき、又は第29条第5号ただし書の規定により監事が招集したときは、理事長を除く理事の中から議長を選出する。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 法人法第181条第1項の規定に基づき、定款の変更を評議員会の目的である事項として定める場合（法人法第180条第1項又は第184条に基づき評議員から請求された場合を除く。）

(2) 基本財産の処分又は除外の承認

(3) この法人が保有する株式又は出資について、その株式又は出資に係る議決権の行使の承認

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第39条 役員が役員全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第28条第5項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長、出席した代表理事及び監事は、議事録に記名押印しなければならない。

第8章 委員会等の機関

(委員会等の機関)

第41条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により委員会等の機関を設置することができる。

2 この機関の目的、組織及び運営に必要な事項は、理事会が別に定める。

3 前項の定めは、法令及び定款に定める理事会等の権限に制約を加えるものであってはならない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条並びに第11条から第13条までについても適用する。

- 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。
- 4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第43条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(設置等)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局に、所要の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、理事長が任免する。ただし、重要な職員は、理事会の承認を得て任免する。
- 4 その他事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(書類等の備付け)

第47条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 評議員及び役員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 評議員及び役員の報酬等に関する規程
- (7) 事業計画書及び収支予算書等
- (8) 事業報告書及び計算書類等
- (9) 監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 補 則

(委 任)

第49条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立の登記を行ったときは、これらの登記を行った日が4月1日である場合を除き、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を当該日の属する事業年度（以下「旧事業年度」という。）の末日とし、設立の登記の日を旧事業年度の翌事業年度の開始の日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、瀧山親則とする。

附 則

この定款の変更は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成27年11月5日から施行する。

23__申請法人の登記事項証明書
(履歴事項全部証明書)

履歴事項全部証明書

鳥取県米子市明治町105番地
公益財団法人鳥取県環境管理事業センター

会社法人等番号	2700-05-000415	
名称	公益財団法人鳥取県環境管理事業センター	
主たる事務所	<u>鳥取県鳥取市東町一丁目271番地</u>	
	鳥取県米子市明治町105番地	平成27年 7月 1日移転
		平成27年 7月 7日登記
法人の公告方法	主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。	
法人成立の年月日	平成6年12月27日	
目的等	<p>目的 当法人は、産業廃棄物処理施設の確保等を行うことにより、産業廃棄物の適正な処理を推進し、もって産業の発展と地域住民の健康で快適な生活環境の保全に寄与することを目的とするとともに、その目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 産業廃棄物処理施設の確保に関する事業 2 産業廃棄物の処分に関する事業 3 産業廃棄物の処理についての相談及び普及啓発に関する事業 4 その他この法人の目的を達成するために必要な事業 	
役員に関する事項	<u>評議員</u> <u>足立珠希</u>	平成29年 6月23日重任
		平成29年 7月13日登記
	<u>評議員</u> <u>足立珠希</u>	令和 3年 6月18日重任
		令和 3年 6月29日登記
	<u>評議員</u> <u>山根淳史</u>	平成29年 6月23日就任
		平成29年 7月13日登記
	<u>評議員</u> <u>山根淳史</u>	令和 3年 6月18日重任
		令和 3年 6月29日登記
		令和 3年12月31日辞任
		令和 4年 1月 6日登記

鳥取県米子市明治町105番地
公益財団法人鳥取県環境管理事業センター

	評議員 金 相 烈	平成29年 6月23日就任
		平成29年 7月13日登記
	評議員 金 相 烈	令和 3年 6月18日重任
		令和 3年 6月29日登記
	評議員 細 井 由 彦	令和 1年 6月28日就任
		令和 1年 7月10日登記
	評議員 細 井 由 彦	令和 3年 6月18日重任
		令和 3年 6月29日登記
	評議員 森 田 豊 充	令和 4年 5月10日就任
		令和 4年 5月13日登記
	代表理事 廣 田 一 恭	令和 1年 6月28日就任
		令和 1年 7月10日登記
		令和 3年 6月18日退任
		令和 3年 6月29日登記
	代表理事 廣 田 一 恭	令和 3年 6月24日就任
		令和 3年 6月29日登記
		令和 3年12月10日辞任
		令和 3年12月16日登記
	代表理事 岡 本 康 宏	令和 3年12月10日就任
		令和 3年12月16日登記
		令和 5年 6月20日退任
		令和 5年 6月28日登記
	代表理事 岡 本 康 宏	令和 5年 6月21日就任
		令和 5年 6月28日登記

鳥取県米子市明治町105番地
公益財団法人鳥取県環境管理事業センター

	理事	越 生 昭 徳	令和 1年 6月28日重任
			令和 1年 7月10日登記
	理事	越 生 昭 徳	令和 3年 6月18日重任
			令和 3年 6月29日登記
	理事	越 生 昭 徳	令和 5年 6月20日重任
			令和 5年 6月28日登記
	理事	山 崎 昌 徳	令和 1年 6月28日重任
			令和 1年 7月10日登記
	理事	山 崎 昌 徳	令和 3年 6月18日重任
			令和 3年 6月29日登記
			令和 4年 3月31日辞任
			令和 4年 4月 4日登記
	理事	大 西 喜 久 子	令和 1年 6月28日重任
			令和 1年 7月10日登記
			令和 3年 6月18日退任
			令和 3年 6月29日登記
	理事	廣 田 一 恭	令和 1年 6月28日就任
			令和 1年 7月10日登記
理事	廣 田 一 恭	令和 3年 6月18日重任	
		令和 3年 6月29日登記	
		令和 3年12月10日辞任	
		令和 3年12月16日登記	

鳥取県米子市明治町105番地
公益財団法人鳥取県環境管理事業センター

	理事	<u>河崎真理子</u>	令和 1年 6月28日就任
			令和 1年 7月10日登記
	理事	<u>河崎真理子</u>	令和 3年 6月18日重任
			令和 3年 6月29日登記
	理事	<u>河崎真理子</u>	令和 5年 6月20日重任
			令和 5年 6月28日登記
	理事	<u>中山孝一</u>	令和 1年 6月28日就任
			令和 1年 7月10日登記
	理事	<u>中山孝一</u>	令和 3年 6月18日重任
			令和 3年 6月29日登記
	理事	<u>中山孝一</u>	令和 5年 6月20日重任
			令和 5年 6月28日登記
理事	<u>池田一彦</u>	令和 2年 6月26日就任	
		令和 2年 7月 9日登記	
理事	<u>池田一彦</u>	令和 3年 6月18日重任	
		令和 3年 6月29日登記	
理事	<u>池田一彦</u>	令和 5年 6月20日重任	
		令和 5年 6月28日登記	
理事	<u>成瀬以久</u>	令和 3年 6月18日就任	
		令和 3年 6月29日登記	
		令和 5年 6月20日退任	
		令和 5年 6月28日登記	
理事	<u>岡本康宏</u>	令和 3年12月 6日就任	
		令和 3年12月16日登記	
理事	<u>岡本康宏</u>	令和 5年 6月20日重任	
		令和 5年 6月28日登記	

鳥取県米子市明治町105番地
公益財団法人鳥取県環境管理事業センター

	<u>理事</u> 加藤 礼二	令和 5年 1月12日就任
		令和 5年 1月17日登記
	<u>理事</u> 加藤 礼二	令和 5年 6月20日重任
		令和 5年 6月28日登記
	<u>理事</u> 遠藤 一世	令和 5年 6月20日就任
		令和 5年 6月28日登記
	<u>監事</u> 川口 正男	令和 1年 6月28日重任
		令和 1年 7月10日登記
	<u>監事</u> 川口 正男	令和 3年 6月18日重任
		令和 3年 6月29日登記
		令和 5年 6月20日退任
		令和 5年 6月28日登記
	<u>監事</u> 戸野 克則	令和 1年 6月28日就任
		令和 1年 7月10日登記
	<u>監事</u> 戸野 克則	令和 3年 6月18日重任
		令和 3年 6月29日登記
	<u>監事</u> 戸野 克則	令和 5年 6月20日重任
		令和 5年 6月28日登記
<u>監事</u> 山根 淳史	令和 5年 6月20日就任	
	令和 5年 6月28日登記	
登記記録に関する事項	平成25年4月1日財団法人鳥取県環境管理事業センターを名称変更し、移行したことにより設立	平成25年 4月 1日登記



鳥取県米子市明治町105番地
公益財団法人鳥取県環境管理事業センター

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(鳥取地方法務局管轄)

令和 6年 5月22日

鳥取地方法務局米子支局
登記官

山 崎 恭 宏



24__施設設置・維持管理に関する
技術的能力説明書類
(技術管理士認定証等)

認定番号

認定証

最終処分場技術管理士

生

上記の者は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条に規定する技術管理者のための専門的知識及び技能を習得する講習を修了し、一般財団法人日本環境衛生センターが認定する技術管理士の資格を取得したことを証します

2021年12月16日

一般財団法人 日本環境衛生センター
理事長 南川 秀樹

認定番号

認 定 証

最終処分場技術管理士

生

上記の者は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条に規定する技術管理者のための専門的知識及び技能を習得する講習を修了し、一般財団法人日本環境衛生センターが認定する技術管理士の資格を取得したことを証します

2022年8月4日

一般財団法人 日本環境衛生センター
理事長 南川 秀樹

認定番号

認 定 証

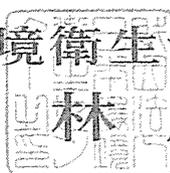
最終処分場技術管理士

生

上記の者は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条に規定する技術管理者のための専門的知識及び技能を習得する講習を修了し、財団法人日本環境衛生センターが認定する技術管理士の資格を取得したことを証します

平成 17 年 8 月 4 日

財団法人 日本環境衛生センター
理事長 小林 康彦



25__法第 14 条第 5 項第 2 号イからハまでの
いずれにも該当しないことの誓約書

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

鳥取県知事 様

令和6年5月29日

申請者

住所 米子市明治町105番地

アイシーエスビル2階

氏名 公益財団法人鳥取県環境管理事業センター

理事長 岡本 康宏

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

26__ 役員の住民票、 登記されていないことの証明書

個人情報保護の観点から
ホームページ公開しません。

30__施設設置・維持管理に要する 資金総額及び資金調達計画

施設設置・維持管理に要する資金総額及び資金調達計画（財源計画）

I 事業費

1 事業開始に必要な施設の建設（第Ⅰ期埋立部と関連する施設全般）に係る費用

(1) 必要経費

区 分	金額（千円）	内訳（千円）	
建設費	5,124,813	225,374	建設準備費
		1,429,439	建設費（土木）
		3,470,000	建設費（水処理施設等）
開始当初に必要な その他費用	171,334	66,900	重機購入費
		43,290	受入時分析機器購入、受入管理システム 構築費
		61,144	既設事務所移転関係など
合計	5,296,147		

(2) 財源計画

区 分	金額（千円）	資金の種類	備 考
自己資金	0	当初・自己資金	
交付金・補助金	1,066,273	環境省・国庫交付金	課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業の採択を想定
〃	2,599,598	県補助金（建設費、重機購入費）	
借入金	1,630,276	県借入金	無利子、10年後に一括返済。ただし、返済年度に不足する資金は県と協議して対応する。
合計	5,296,147		

2 第Ⅱ期埋立部の建設に係る費用

(1) 必要経費

区 分	金額（千円）	内訳（千円）	
建設費	1,684,307	1,042,307	建設費（土木）
		642,000	建設費（水処理施設）
合計	1,684,307		

(2) 財源計画

区 分	金額（千円）	資金の種類	備 考
自己資金	0	建設時の資産状況による	
交付金・補助金	421,077	環境省・国庫交付金	課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業の採択を想定
〃	842,154	県補助金（建設費）	
借入金	最大 421,076	県借入金	無利子、10年後に一括返済。ただし、返済年度に不足する資金は県と協議して対応する。
合計	1,684,307		

3 維持管理等（埋立開始～施設廃止まで）に要する費用

(1) 必要経費

名称	金額（千円）
重機に係る費用（買替、メンテナンス等）	117,900
受入時分析機器、受入管理システムに係る費用（買替、メンテナンス等）	33,475
土地の賃借料、租税公課（固定資産税）	517,109
水処理施設の維持管理費（水処理施設）	1,949,889
施設の維持管理費（管理棟・計量棟ほか）	498,750
埋立作業・水処理施設に係る作業委託	1,069,451
埋立作業費・埋立作業の燃料費・部材費など	428,586
最終処分場・維持管理積立金	712,361
環境モニタリング費用	277,266
賠償責任保険	27,965
県借入金の返済	2,051,352
合計	7,684,104

(2) 財源計画

区分	金額（千円）	備考
処分料収入等	6,133,121	
県補助金	886,086	維持管理費に係る費用の一部
最終処分場・維持管理積立金（取崩し）	712,361	
合計	7,731,568	※（1）との差額：47,464

■ 事業費合計（前述1～3の必要経費）：約119億円（11,900,845千円）

※維持管理積立金、県借入金の返済を除く

II その他費用（法人運営等に関する費用）

(1) 必要経費

名称	金額（千円）
法人運営等に関する費用	1,230,181
合計	1,230,181

(2) 財源計画

区分	金額（千円）	備考
処分料収入等	1,230,181	
合計	1,230,181	

※ 財源計画に関して（事業費に対する補助の想定）

前述説明にある事業費に対する国庫交付金、鳥取県の補助金等の想定は、下表のとおりである。

#	財源名称	対象費用	対象費用・負担率など
1	環境省国庫交付金 課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業	施設の建設費	対象費目の4分の1
2	鳥取県補助金 公益財団法人鳥取県環境管理事業センター整備事業費補助金	施設の建設費	施設建設費全体から国庫交付金額を減じた額の3分の2
3	〃	重機の購入費 土地の賃借料等	対象費目の3分の2
4	県からの借入金	施設の建設費等	施設建設費等のうち不足する分。無利子、10年後に一括返済。ただし、返済年度に不足する資金は県と協議して対応する。
5	鳥取県補助金 公益財団法人鳥取県環境管理事業センター整備事業費補助金	維持管理費	水処理施設の維持管理費の高度処理にあたる額の2分の1
6	県からの借入金	処分場事業の運転資金 借入金返済のための資金	適宜、センターの一時的な資金不足を解消するための資金貸付。無利子、10年後に一括返済。ただし、返済年度に不足する資金は県と協議して対応する。

31__借入金償還計画

借入金償還計画

1 事業開始時等における借入金等について

- ・当該事業の建設工事費に対する鳥取県からの必要借入金（②+③）は、下表のとおりと見積している。
- ・下表以外にも処分場事業に必要となる運転資金（長期運転資金）について、必要に応じて県へ要請することとしている。

①	令和4年度末時点（既存の借入金）	275,306 千円
②	令和10年度末（第Ⅰ期部の関連施設完成時、事業開始前時）	1,615,162 千円
	①+②の合計（事業開始前時の総額）	1,890,468 千円
③	令和19年度末（第Ⅱ期部の関連施設完成時）	421,077 千円
	①+②+③の合計（事業全体の借入金）	2,311,545 千円

- ・鳥取県への借入金返済に対する考え方は、次のとおり想定している。
 - ・処分料収入を財源とする。
 - ・県からの借入は無利子とする。
 - ・原則、借入後10年後の返済年度に一括返済する。（ただし①については、別途指定年の条件あり）
 - ・返済年度に不足する額については「借換融資」で賄う。

2 借入金返済シミュレート

1の内容を踏まえ、借入金の返済について別添資料のとおり整理する。

別添資料：借入金返済シミュレート

	借入額/借入額	R4年度残高	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	～	R17年度	R18年度	R19年度	R20年度	～	R29年度	R30年度	～	R39年度	R40年度	～	R49年度	R50年度	～	R56年度	計
長期借入金																									
長期借入金① (R4年度B/S計上)	残高/借入額	110,651																							110,651
	期日一括返済 返済額							110,651																	110,651
長期借入金② (R4年度B/S計上)	残高/借入額	164,655																							164,655
	期日一括返済 返済額									49,223	115,432														164,655
長期運転資金 (R5～R9年度、供用開始前)	借入額		11,440	11,500	70,000	7,500	67,000																		167,440
	R19年度 一括返済 返済額											167,440													167,440
長期運転資金 (R10年度以降、供用開始後)	借入額							170,000				150,000	350,000	300,000	320,000	0	0								1,290,000
	期間10年、期日一括返済 返済額											170,000	150,000	350,000	300,000	320,000	0	0			0	0			1,290,000
建設費借入金 (第Ⅰ期)	借入額				143,186	643,897	490,638																		1,277,722
令和20年度、期日一括返済	返済額												1,277,722												
借換 (第1期相当①)	借入額											0	1,070,000												
	期間10年、期日一括返済 返済額													0	1,070,000										
	(ネット返済額)												(207,722)												207,722
借換 (第1期相当②)	借入額													0	1,070,000										
	期間10年、期日一括返済 返済額															0	1,070,000								
	(ネット返済額)														(0)	(0)									0
借換 (第1期相当③)	借入額																		900,000						
	期間10年、期日一括返済 返済額																						900,000		
	(ネット返済額)																(0)	(170,000)							170,000
借換 (第1期相当④)	借入額																					40,000			
	期間6年、期日一括返済 返済額																							40,000	
	(ネット返済額)																						(860,000)	(40,000)	900,000
	ネット返済額 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	207,722	0	0	0	0	0	0	170,000	0	0	860,000	40,000		1,277,722
建設費借入金 (第Ⅱ期)	借入額									104,231	78,173	238,673													421,077
	期間10年、期日一括返済 返済額													421,077											421,077
総借入/総返済	借入額	275,306	11,440	11,500	213,186	651,397	557,638	170,000	104,231	78,173	388,673	1,420,000	300,000	1,390,000	0	900,000	0	40,000	0	40,000	0	0	0	0	6,511,545
	返済額	0	0	0	0	0	0	110,651	0	49,223	282,872	1,447,722	571,077	1,420,000	300,000	1,390,000	0	900,000	0	900,000	0	900,000	40,000	40,000	6,511,545

当期利益	-214,701
減価償却費	335,695
合計額	120,994
累計値：R04～10年度	

-806,358
3,203,928
2,397,570
R11～20年度

-78,962
1,887,676
1,808,714
R21～30年度

473,472
1,153,224
1,626,696
R31～40年度

637,903
479,420
1,117,323
R41～50年度

89,459
23,892
113,351
R51～56年度

32__法人税の納税証明書

納税証明書

(その1 納税額等証明用)

住所(納税地) 鳥取県米子市明治町105番地
氏名(名称) 公益財団法人 鳥取県環境管理事業センター
代表者氏名 代表理事 岡本 康宏

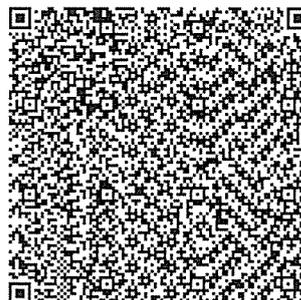
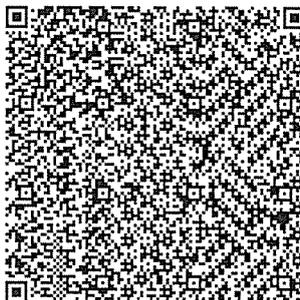
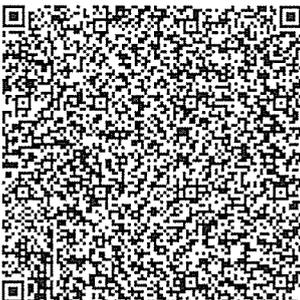
税目	法人税		納付済額	未納税額	法定納期限等
	納付すべき税額	納付済額			
年度及び区分	申告額	更正・決定後の額	納付済額	未納税額	法定納期限等
(自)令和2年4月1日 (至)令和3年3月31日 本税	無	*****	無	無	*****
(自)令和3年4月1日 (至)令和4年3月31日 本税	無	*****	無	無	*****
(自)令和4年4月1日 (至)令和5年3月31日 本税	無	*****	無	無	*****
	以	下	余	白	
(備考) ○ 証明書発行日現在の納付すべき税額等は上記のとおりですが、今後、修正申告又は税務署若しくは国税局(国税事務所)の調査による更正等により異動を生じる場合があります。					

徴管(証明) 第 000255 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 6年 5月21日 米子税務署長

財務事務官 佐藤 章寿



33__確定申告書

確定申告書（写）

当センターは、以下の事由により、確定申告書を有していない。

当法人は、令和5年度末時点において、収益事業を行っておらず、未だ事業収益がない公益財団法人であり、法人税等の確定申告をする必要性がないため。

34__貸借対照表

貸借対照表

令和3年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	4,850,709	89,109,357	△ 84,258,648
前払費用	118,500	118,500	0
流動資産合計	4,969,209	89,227,857	△ 84,258,648
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	20,000,000	20,000,000	0
基本財産合計	20,000,000	20,000,000	0
(2) 特定資産			
産業廃棄物処理等基金	50,000,000	50,000,000	0
敷 金	136,000	136,000	0
特定資産合計	50,136,000	50,136,000	0
(3) その他固定資産			
什器備品	242,352	403,920	△ 161,568
建設仮勘定	149,113,775	89,853,840	59,259,935
電話加入権	3,000	3,000	0
保証金	0	8,500	△ 8,500
その他固定資産合計	149,359,127	90,269,260	59,089,867
固定資産合計	219,495,127	160,405,260	59,089,867
資産合計	224,464,336	249,633,117	△ 25,168,781
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	3,258,644	8,231,770	△ 4,973,126
未払費用	436,445	235,340	201,105
預り金	21,016	7,209	13,807
流動負債合計	3,716,105	8,474,319	△ 4,758,214
2. 固定負債			
長期借入金	180,904,542	161,404,544	19,499,998
固定負債合計	180,904,542	161,404,544	19,499,998
負債合計	184,620,647	169,878,863	14,741,784
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	70,136,000	70,136,000	0
(うち基本財産への充当額)	(20,000,000)	(20,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(50,136,000)	(50,136,000)	(0)
2. 一般正味財産			
一般正味財産合計	△ 30,292,311	9,618,254	△ 39,910,565
正味財産合計	39,843,689	79,754,254	△ 39,910,565
負債及び正味財産合計	224,464,336	249,633,117	△ 25,168,781

貸借対照表

令和4年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	10,648,484	4,850,709	5,797,775
前払費用	118,500	118,500	0
流動資産合計	10,766,984	4,969,209	5,797,775
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	20,000,000	20,000,000	0
基本財産合計	20,000,000	20,000,000	0
(2) 特定資産			
産業廃棄物処理等基金	50,000,000	50,000,000	0
敷 金	136,000	136,000	0
特定資産合計	50,136,000	50,136,000	0
(3) その他固定資産			
什器備品	145,412	242,352	△ 96,940
建設仮勘定	151,680,775	149,113,775	2,567,000
電話加入権	3,000	3,000	0
その他固定資産合計	151,829,187	149,359,127	2,470,060
固定資産合計	221,965,187	219,495,127	2,470,060
資産合計	232,732,171	224,464,336	8,267,835
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	9,759,494	3,258,644	6,500,850
未払費用	226,874	436,445	△ 209,571
預り金	7,130	21,016	△ 13,886
流動負債合計	9,993,498	3,716,105	6,277,393
2. 固定負債			
長期借入金	191,936,398	180,904,542	11,031,856
固定負債合計	191,936,398	180,904,542	11,031,856
負債合計	201,929,896	184,620,647	17,309,249
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	70,136,000	70,136,000	0
(うち基本財産への充当額)	(20,000,000)	(20,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(50,136,000)	(50,136,000)	(0)
2. 一般正味財産			
一般正味財産合計	△ 39,333,725	△ 30,292,311	△ 9,041,414
正味財産合計	30,802,275	39,843,689	△ 9,041,414
負債及び正味財産合計	232,732,171	224,464,336	8,267,835

貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	138,003,355	10,648,484	127,354,871
前払費用	119,820	118,500	1,320
流動資産合計	138,123,175	10,766,984	127,356,191
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	20,000,000	20,000,000	0
基本財産合計	20,000,000	20,000,000	0
(2) 特定資産			
産業廃棄物処理等基金	50,000,000	50,000,000	0
敷 金	136,000	136,000	0
特定資産合計	50,136,000	50,136,000	0
(3) その他固定資産			
什器備品	72,706	145,412	△ 72,706
建設仮勘定	156,850,775	151,680,775	5,170,000
電話加入権	3,000	3,000	0
その他固定資産合計	156,926,481	151,829,187	5,097,294
固定資産合計	227,062,481	221,965,187	5,097,294
資産合計	365,185,656	232,732,171	132,453,485
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	68,809,684	9,759,494	59,050,190
未払費用	270,701	226,874	43,827
預り金	8,263	7,130	1,133
流動負債合計	69,088,648	9,993,498	59,095,150
2. 固定負債			
長期借入金	275,306,394	191,936,398	83,369,996
固定負債合計	275,306,394	191,936,398	83,369,996
負債合計	344,395,042	201,929,896	142,465,146
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	70,136,000	70,136,000	0
(うち基本財産への充当額)	(20,000,000)	(20,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(50,136,000)	(50,136,000)	(0)
2. 一般正味財産			
一般正味財産合計	△ 49,345,386	△ 39,333,725	△ 10,011,661
正味財産合計	20,790,614	30,802,275	△ 10,011,661
負債及び正味財産合計	365,185,656	232,732,171	132,453,485

35__損益計算書
(正味財産増減計算書)

正味財産増減計算書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	2,000	2,004	△ 4
基本財産受取利息	2,000	2,004	△ 4
特定資産運用益	5,013	5,000	13
特定資産受取利息	5,013	5,000	13
受取補助金等	72,026,801	55,423,495	16,603,306
受取県補助金	72,026,801	55,423,495	16,603,306
雑収益	2,410	2,046	364
受取利息	0	0	0
雑収益	2,410	2,046	364
経常収益計	72,036,224	55,432,545	16,603,679
(2) 経常費用			
役員等報酬	6,044,884	6,354,226	△ 309,342
給与手当	5,319,597	5,539,570	△ 219,973
臨時雇賃金	3,483,530	3,218,040	265,490
福利厚生費	5,915,547	5,789,085	126,462
会議費	102,126	193,619	△ 91,493
旅費交通費	273,215	338,946	△ 65,731
通信運搬費	253,393	276,966	△ 23,573
減価償却費	161,568	146,880	14,688
什器備品費	0	378,492	△ 378,492
消耗品費	808,917	647,796	161,121
修繕費	0	0	0
印刷製本費	493,233	948,116	△ 454,883
食糧費	5,184	0	5,184
燃料費	80,320	86,234	△ 5,914
諸謝金	16,250	406,445	△ 390,195
光熱水料費	148,870	164,000	△ 15,130
賃借料	1,816,736	1,856,031	△ 39,295
保険料	0	22,500	△ 22,500
手数料	971,199	711,656	259,543
広告費	272,415	3,564,000	△ 3,291,585
租税公課	71,500	165,000	△ 93,500
支払負担金	18,240	22,240	△ 4,000
委託費	55,690,065	4,295,200	51,394,865
経常費用計	81,946,789	35,125,042	46,821,747
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 9,910,565	20,307,503	△ 30,218,068
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 9,910,565	20,307,503	△ 30,218,068
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
過年度損益修正損	30,000,000	0	30,000,000
過年度損益修正損	30,000,000	0	30,000,000
経常外費用計	30,000,000	0	30,000,000
当期経常外増減額	△ 30,000,000	0	△ 30,000,000
当期一般正味財産増減額	△ 39,910,565	20,307,503	△ 60,218,068
一般正味財産期首残高	9,618,254	△ 10,689,249	20,307,503
一般正味財産期末残高	△ 30,292,311	9,618,254	△ 39,910,565
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	2,000	2,004	△ 4
基本財産受取利息	2,000	2,004	△ 4
特定資産運用益	5,013	5,000	13
特定資産運用益	5,013	5,000	13
一般正味財産への振替額	△ 7,013	△ 7,004	△ 9
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	70,136,000	70,136,000	0
指定正味財産期末残高	70,136,000	70,136,000	0
III 正味財産期末残高	39,843,689	79,754,254	△ 39,910,565

令和2年度正味財産増減計算書 内訳表

(単位:円)

	公益目的事業会計 適正処理推進事業	法人会計(管理費)	決算合計(A)	前年度決算(B)	増減 (A-B)	R02年3月補正 後予算(C)	遂行率(%) (A/C)
I 一般正味財産増減の部							
(1)経常収益							
基本財産運用益	1,600	400	2,000	2,004	△ 4	2,000	100.00%
基本財産受取利息	1,600	400	2,000	2,004	△ 4	2,000	100.00%
特定資産運用益	5,013	0	5,013	5,000	13	5,000	100.26%
特定資産受取利息	5,013	0	5,013	5,000	13	5,000	100.26%
受取補助金等	67,487,278	4,539,523	72,026,801	55,423,495	16,603,306	75,210,000	95.77%
受取県補助金	67,487,278	4,539,523	72,026,801	55,423,495	16,603,306	75,210,000	95.77%
雑収益	2,410	0	2,410	2,046	364	4,000	60.25%
受取利息	0	0	0	0	0	0	*
雑収益	2,410	0	2,410	2,046	364	4,000	60.25%
経常収益計	67,496,301	4,539,923	72,036,224	55,432,545	16,603,679	75,221,000	95.77%
(2)経常費用							
役員等報酬	4,723,907	1,320,977	6,044,884	6,354,226	△ 309,342	6,091,000	99.24%
給与手当	5,006,332	313,265	5,319,597	5,539,570	△ 219,973	5,460,000	97.43%
臨時雇賃金	1,741,765	1,741,765	3,483,530	3,218,040	265,490	3,533,000	98.60%
福利厚生費	5,209,077	706,470	5,915,547	5,789,085	126,462	5,926,000	99.82%
会議費	45,669	56,457	102,126	193,619	△ 91,493	110,000	92.84%
旅費交通費	273,215	0	273,215	338,946	△ 65,731	451,000	60.58%
通信運搬費	199,721	53,672	253,393	276,966	△ 23,573	329,000	77.02%
減価償却費	161,568	0	161,568	146,880	14,688	162,000	*
什器備品費	0	0	0	378,492	△ 378,492	0	*
消耗品費	551,463	257,454	808,917	647,796	161,121	1,043,000	77.56%
修繕費	0	0	0	0	0	50,000	0.00%
印刷製本費	440,140	53,093	493,233	948,116	△ 454,883	698,000	70.66%
食糧費	5,184	0	5,184	0	5,184	6,000	86.40%
燃料費	73,957	6,363	80,320	86,234	△ 5,914	91,000	88.26%
諸謝金	16,250	0	16,250	406,445	△ 390,195	195,000	8.33%
光熱水料費	119,096	29,774	148,870	164,000	△ 15,130	179,000	83.17%
賃借料	1,456,102	360,634	1,816,736	1,856,031	△ 39,295	1,836,000	98.95%
保険料	0	0	0	22,500	△ 22,500	0	*
手数料	858,316	112,883	971,199	711,656	259,543	651,000	149.19%
広告費	272,415	0	272,415	3,564,000	△ 3,291,585	2,200,000	12.38%
租税公課	71,500	0	71,500	165,000	△ 93,500	80,000	89.38%
交際費	0	0	0	0	0	0	*
支払負担金	14,000	4,240	18,240	22,240	△ 4,000	19,000	96.00%
委託費	55,610,865	79,200	55,690,065	4,295,200	51,394,865	56,160,000	99.16%
経常費用計	76,850,542	5,096,247	81,946,789	35,125,042	46,821,747	85,270,000	96.10%
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 9,354,241	△ 556,324	△ 9,910,565	20,307,503	△ 30,218,068	△ 10,049,000	*
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	*
当期経常増減額	△ 9,354,241	△ 556,324	△ 9,910,565	20,307,503	△ 30,218,068	△ 10,049,000	*
2 経常外増減額							
(1)経常外収益							
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	*
(2)経常外費用							
過年度損益修正損	30,000,000	0	30,000,000	0	30,000,000	30,000,000	*
過年度損益修正損	30,000,000	0	30,000,000	0	30,000,000	30,000,000	*
経常外費用計	30,000,000	0	30,000,000	0	30,000,000	30,000,000	*
当期経常外増減額	△ 30,000,000	0	△ 30,000,000	0	△ 30,000,000	△ 30,000,000	*
当期一般正味財産増減額	△ 39,354,241	△ 556,324	△ 39,910,565	20,307,503	△ 60,218,068	△ 40,049,000	*
一般正味財産期首残高	9,970,320	△ 352,066	9,618,254	△ 10,689,249	20,307,503	9,697,663	*
一般正味財産期末残高	△ 29,383,921	△ 908,390	△ 30,292,311	9,618,254	△ 39,910,565	△ 30,351,337	*
II 指定正味財産増減の部							
基本財産運用益	1,600	400	2,000	2,004	△ 4	2,000	100.00%
基本財産受取利息	1,600	400	2,000	2,004	△ 4	2,000	100.00%
特定資産運用益	5,013	0	5,013	5,000	13	5,000	100.26%
特定資産運用益	5,013	0	5,013	5,000	13	5,000	100.26%
一般正味財産への振替額	△ 6,613	△ 400	△ 7,013	△ 7,004	△ 9	△ 7,000	*
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	*
指定正味財産期首残高	66,108,800	4,027,200	70,136,000	70,136,000	0	70,136,000	100.00%
指定正味財産期末残高	66,108,800	4,027,200	70,136,000	70,136,000	0	70,136,000	100.00%
III 正味財産期末残高	36,724,879	3,118,810	39,843,689	79,754,254	△ 39,910,565	39,784,663	*

正味財産増減計算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	400	2,000	△ 1,600
基本財産受取利息	400	2,000	△ 1,600
特定資産運用益	5,000	5,013	△ 13
特定資産受取利息	5,000	5,013	△ 13
受取補助金等	29,216,226	72,026,801	△ 42,810,575
受取県補助金	29,216,226	72,026,801	△ 42,810,575
雑収益	1,466	2,410	△ 944
受取利息	0	0	0
雑収益	1,466	2,410	△ 944
経常収益計	29,223,092	72,036,224	△ 42,813,132
(2) 経常費用			
役員等報酬	6,035,046	6,044,884	△ 9,838
給与手当	4,563,086	5,319,597	△ 756,511
臨時雇賃金	3,626,540	3,483,530	143,010
福利厚生費	5,809,682	5,915,547	△ 105,865
会議費	65,590	102,126	△ 36,536
旅費交通費	465,240	273,215	192,025
通信運搬費	287,827	253,393	34,434
減価償却費	96,940	161,568	△ 64,628
什器備品費	0	0	0
消耗品費	760,938	808,917	△ 47,979
修繕費	2,750	0	2,750
印刷製本費	190,814	493,233	△ 302,419
食糧費	0	5,184	△ 5,184
燃料費	67,252	80,320	△ 13,068
諸謝金	262,190	16,250	245,940
光熱水料費	151,715	148,870	2,845
賃借料	1,775,371	1,816,736	△ 41,365
保険料	22,500	0	22,500
手数料	693,985	971,199	△ 277,214
広告費	0	272,415	△ 272,415
租税公課	37,200	71,500	△ 34,300
支払負担金	85,740	18,240	67,500
委託費	13,264,100	55,690,065	△ 42,425,965
経常費用計	38,264,506	81,946,789	△ 43,682,283
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 9,041,414	△ 9,910,565	869,151
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 9,041,414	△ 9,910,565	869,151
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
過年度損益修正損	0	30,000,000	△ 30,000,000
過年度損益修正損	0	30,000,000	△ 30,000,000
経常外費用計	0	30,000,000	△ 30,000,000
当期経常外増減額	0	△ 30,000,000	30,000,000
当期一般正味財産増減額	△ 9,041,414	△ 39,910,565	30,869,151
一般正味財産期首残高	△ 30,292,311	9,618,254	△ 39,910,565
一般正味財産期末残高	△ 39,333,725	△ 30,292,311	△ 9,041,414
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	400	2,000	△ 1,600
基本財産受取利息	400	2,000	△ 1,600
特定資産運用益	5,000	5,013	△ 13
特定資産運用益	5,000	5,013	△ 13
一般正味財産への振替額	△ 5,400	△ 7,013	1,613
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	70,136,000	70,136,000	0
指定正味財産期末残高	70,136,000	70,136,000	0
III 正味財産期末残高	30,802,275	39,843,689	△ 9,041,414

令和3年度正味財産増減計算書 内訳表

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位:円)

	公益目的事業会計	法人会計(管理費)	決算合計(A)	前年度決算(B)	増減 (A-B)	R3補正後予算 (C)	遂行率(%) (A/C)
	適正処理推進事業						
I 一般正味財産増減の部							
1 経常増減の部							
(1)経常収益							
基本財産運用益	320	80	400	2,000	△ 1,600	2,000	20.00%
基本財産受取利息	320	80	400	2,000	△ 1,600	2,000	20.00%
特定資産運用益	5,000	0	5,000	5,013	△ 13	5,000	100.00%
特定資産受取利息	5,000	0	5,000	5,013	△ 13	5,000	100.00%
受取補助金等	24,609,952	4,606,274	29,216,226	72,026,801	△ 42,810,575	38,945,000	75.02%
受取県補助金	24,609,952	4,606,274	29,216,226	72,026,801	△ 42,810,575	38,945,000	75.02%
雑収益	1,466	0	1,466	2,410	△ 944	6,000	24.43%
受取利息	0	0	0	0	0	0	*
雑収益	1,466	0	1,466	2,410	△ 944	6,000	24.43%
経常収益計	24,616,738	4,606,354	29,223,092	72,036,224	△ 42,813,132	38,958,000	75.01%
(2)経常費用							
役員等報酬	4,700,036	1,335,010	6,035,046	6,044,884	△ 9,838	6,145,000	98.21%
給与手当	4,252,526	310,560	4,563,086	5,319,597	△ 756,511	5,273,000	86.54%
臨時雇賃金	1,813,270	1,813,270	3,626,540	3,483,530	143,010	3,692,000	98.23%
福利厚生費	5,105,961	703,721	5,809,682	5,915,547	△ 105,865	5,875,000	98.89%
会議費	11,050	54,540	65,590	102,126	△ 36,536	157,000	41.78%
旅費交通費	465,240	0	465,240	273,215	192,025	609,000	76.39%
通信運搬費	217,626	70,201	287,827	253,393	34,434	376,000	76.55%
減価償却費	96,940	0	96,940	161,568	△ 64,628	97,000	99.94%
什器備品費	0	0	0	0	0	0	*
消耗品費	523,226	237,712	760,938	808,917	△ 47,979	1,061,000	71.72%
修繕費	0	2,750	2,750	0	2,750	145,000	1.90%
印刷製本費	118,357	72,457	190,814	493,233	△ 302,419	421,000	45.32%
食糧費	0	0	0	5,184	△ 5,184	0	*
燃料費	57,332	9,920	67,252	80,320	△ 13,068	98,000	68.62%
諸謝金	262,190	0	262,190	16,250	245,940	420,000	62.43%
光熱水料費	121,372	30,343	151,715	148,870	2,845	188,000	80.70%
賃借料	1,423,596	351,775	1,775,371	1,816,736	△ 41,365	1,864,000	95.25%
保険料	18,000	4,500	22,500	0	22,500	23,000	97.83%
手数料	615,793	78,192	693,985	971,199	△ 277,214	951,000	72.97%
広告費	0	0	0	272,415	△ 272,415	1,000,000	0.00%
租税公課	37,200	0	37,200	71,500	△ 34,300	100,000	37.20%
交際費	0	0	0	0	0	50,000	0.00%
支払負担金	81,500	4,240	85,740	18,240	67,500	86,000	99.70%
委託費	13,184,900	79,200	13,264,100	55,690,065	△ 42,425,965	20,142,000	65.85%
経常費用計	33,106,115	5,158,391	38,264,506	81,946,789	△ 43,682,283	48,773,000	78.45%
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 8,489,377	△ 552,037	△ 9,041,414	△ 9,910,565	869,151	△ 9,815,000	*
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	*
当期経常増減額	△ 8,489,377	△ 552,037	△ 9,041,414	△ 9,910,565	869,151	△ 9,815,000	*
2 経常外増減の部							
(1)経常外収益							
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	*
(2)経常外費用							
過年度損益修正損	0	0	0	30,000,000	△ 30,000,000	0	*
過年度損益修正損	0	0	0	30,000,000	△ 30,000,000	0	*
経常外費用計	0	0	0	30,000,000	△ 30,000,000	0	*
当期経常外増減額	0	0	0	△ 30,000,000	30,000,000	0	*
当期一般正味財産増減額	△ 8,489,377	△ 552,037	△ 9,041,414	△ 39,910,565	30,869,151	△ 9,815,000	*
一般正味財産期首残高	△ 29,383,921	△ 908,390	△ 30,292,311	9,618,254	△ 39,910,565	△ 30,337,874	*
一般正味財産期末残高	△ 37,873,298	△ 1,460,427	△ 39,333,725	△ 30,292,311	△ 9,041,414	△ 40,152,874	*
II 指定正味財産増減の部							
基本財産運用益	320	80	400	2,000	△ 1,600	2,000	20.00%
基本財産受取利息	320	80	400	2,000	△ 1,600	2,000	20.00%
特定資産運用益	5,000	0	5,000	5,013	△ 13	5,000	100.00%
特定資産運用益	5,000	0	5,000	5,013	△ 13	5,000	100.00%
一般正味財産への振替額	△ 5,320	△ 80	△ 5,400	△ 7,013	1,613	△ 7,000	77.14%
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	*
指定正味財産期首残高	66,108,800	4,027,200	70,136,000	70,136,000	0	70,136,000	100.00%
指定正味財産期末残高	66,108,800	4,027,200	70,136,000	70,136,000	0	70,136,000	100.00%
III 正味財産期末残高	28,235,502	2,566,773	30,802,275	39,843,689	△ 9,041,414	29,983,126	*

正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	400	400	0
基本財産受取利息	400	400	0
特定資産運用益	1,000	5,000	△ 4,000
特定資産受取利息	1,000	5,000	△ 4,000
受取補助金等	29,628,832	29,216,226	412,606
受取県補助金	29,628,832	29,216,226	412,606
雑収益	1,176	1,466	△ 290
受取利息	0	0	0
雑収益	1,176	1,466	△ 290
経常収益計	29,631,408	29,223,092	408,316
(2) 経常費用			
役員等報酬	6,382,940	6,035,046	347,894
給与手当	5,445,273	4,563,086	882,187
臨時雇賃金	3,808,845	3,626,540	182,305
福利厚生費	5,987,958	5,809,682	178,276
会議費	117,924	65,590	52,334
旅費交通費	185,220	465,240	△ 280,020
通信運搬費	358,128	287,827	70,301
減価償却費	72,706	96,940	△ 24,234
什器備品費	313,610	0	313,610
消耗品費	947,965	760,938	187,027
修繕費	0	2,750	△ 2,750
印刷製本費	259,838	190,814	69,024
食糧費	0	0	0
燃料費	97,464	67,252	30,212
諸謝金	80,455	262,190	△ 181,735
光熱水料費	145,904	151,715	△ 5,811
賃借料	1,864,155	1,775,371	88,784
保険料	0	22,500	△ 22,500
手数料	835,184	693,985	141,199
広告費	0	0	0
租税公課	201,000	37,200	163,800
支払負担金	135,240	85,740	49,500
委託費	12,403,260	13,264,100	△ 860,840
経常費用計	39,643,069	38,264,506	1,378,563
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 10,011,661	△ 9,041,414	△ 970,247
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 10,011,661	△ 9,041,414	△ 970,247
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
過年度損益修正損	0	0	0
過年度損益修正損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 10,011,661	△ 9,041,414	△ 970,247
一般正味財産期首残高	△ 39,333,725	△ 30,292,311	△ 9,041,414
一般正味財産期末残高	△ 49,345,386	△ 39,333,725	△ 10,011,661
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	400	400	0
基本財産受取利息	400	400	0
特定資産運用益	1,000	5,000	△ 4,000
特定資産運用益	1,000	5,000	△ 4,000
一般正味財産への振替額	△ 1,400	△ 5,400	4,000
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	70,136,000	70,136,000	0
指定正味財産期末残高	70,136,000	70,136,000	0
III 正味財産期末残高	20,790,614	30,802,275	△ 10,011,661

令和4年度正味財産増減計算書 内訳表

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:円)

	公益目的事業会計 適正処理推進事業	法人会計(管理費)	決算合計(A)	前年度決算(B)	増減 (A-B)	R4補正後予算 (C)	遂行率(%) (A/C)
I 一般正味財産増減の部							
1 経常増減の部							
(1) 経常収益							
基本財産運用益	320	80	400	400	0	1,000	40.00%
基本財産受取利息	320	80	400	400	0	1,000	40.00%
特定資産運用益	1,000	0	1,000	5,000	△ 4,000	1,000	100.00%
特定資産受取利息	1,000	0	1,000	5,000	△ 4,000	1,000	100.00%
受取補助金等	24,608,856	5,019,976	29,628,832	29,216,226	412,606	91,674,000	32.32%
受取県補助金	24,608,856	5,019,976	29,628,832	29,216,226	412,606	91,674,000	32.32%
雑収益	1,176	0	1,176	1,466	△ 290	5,000	23.52%
受取利息	0	0	0	0	0	0	*
雑収益	1,176	0	1,176	1,466	△ 290	5,000	23.52%
経常収益計	24,611,352	5,020,056	29,631,408	29,223,092	408,316	91,681,000	32.32%
(2) 経常費用							
役員等報酬	4,898,352	1,484,588	6,382,940	6,035,046	347,894	6,405,000	99.66%
給与手当	5,114,538	330,735	5,445,273	4,563,086	882,187	5,955,000	91.44%
臨時雇賃金	1,904,422	1,904,423	3,808,845	3,626,540	182,305	3,819,000	99.73%
福利厚生費	5,258,855	729,103	5,987,958	5,809,682	178,276	5,991,000	99.95%
会議費	17,900	100,024	117,924	65,590	52,334	149,000	79.14%
旅費交通費	185,220	0	185,220	465,240	△ 280,020	214,000	86.55%
通信運搬費	287,100	71,028	358,128	287,827	70,301	386,000	92.78%
減価償却費	72,706	0	72,706	96,940	△ 24,234	73,000	99.60%
什器備品費	285,340	28,270	313,610	0	313,610	314,000	99.88%
消耗品費	759,237	188,728	947,965	760,938	187,027	812,000	116.74%
修繕費	0	0	0	2,750	△ 2,750	145,000	0.00%
印刷製本費	201,486	58,352	259,838	190,814	69,024	386,000	67.32%
食糧費	0	0	0	0	0	0	*
燃料費	84,701	12,763	97,464	67,252	30,212	116,000	84.02%
諸謝金	80,455	0	80,455	262,190	△ 181,735	121,000	66.49%
光熱水料費	116,723	29,181	145,904	151,715	△ 5,811	162,000	90.06%
賃借料	1,458,864	405,291	1,864,155	1,775,371	88,784	1,848,000	100.87%
保険料	0	0	0	22,500	△ 22,500	0	*
手数料	665,206	169,978	835,184	693,985	141,199	963,000	86.73%
広告費	0	0	0	0	0	2,200,000	0.00%
租税公課	201,000	0	201,000	37,200	163,800	197,000	102.03%
交際費	0	0	0	0	0	50,000	0.00%
支払負担金	131,000	4,240	135,240	85,740	49,500	136,000	99.44%
委託費	12,324,060	79,200	12,403,260	13,264,100	△ 860,840	71,763,000	17.28%
経常費用計	34,047,165	5,595,904	39,643,069	38,264,506	1,378,563	102,205,000	38.79%
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 9,435,813	△ 575,848	△ 10,011,661	△ 9,041,414	△ 970,247	△ 10,524,000	*
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	*
当期経常増減額	△ 9,435,813	△ 575,848	△ 10,011,661	△ 9,041,414	△ 970,247	△ 10,524,000	*
2 経常外増減の部							
(1) 経常外収益							
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	*
(2) 経常外費用							
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	*
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	*
当期一般正味財産増減額	△ 9,435,813	△ 575,848	△ 10,011,661	△ 9,041,414	△ 970,247	△ 10,524,000	*
一般正味財産期首残高	△ 37,873,298	△ 1,460,427	△ 39,333,725	△ 30,292,311	△ 9,041,414	△ 39,867,981	*
一般正味財産期末残高	△ 47,309,111	△ 2,036,275	△ 49,345,386	△ 39,333,725	△ 10,011,661	△ 50,391,981	*
II 指定正味財産増減の部							
基本財産運用益	320	80	400	400	0	1,000	40.00%
基本財産受取利息	320	80	400	400	0	1,000	40.00%
特定資産運用益	1,000	0	1,000	5,000	△ 4,000	1,000	100.00%
特定資産運用益	1,000	0	1,000	5,000	△ 4,000	1,000	100.00%
一般正味財産への振替額	△ 1,320	△ 80	△ 1,400	△ 5,400	4,000	△ 2,000	70.00%
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	*
指定正味財産期首残高	66,108,800	4,027,200	70,136,000	70,136,000	0	70,136,000	100.00%
指定正味財産期末残高	66,108,800	4,027,200	70,136,000	70,136,000	0	70,136,000	100.00%
III 正味財産期末残高	18,799,689	1,990,925	20,790,614	30,802,275	△ 10,011,661	19,744,019	*

36__株主資本等變動計算書

株主資本等変動計算書

当センターは、公益財団法人であり、通常、株式法人が作成する「株主資本等変動計算書」に相当・類似する書類を有していない。

37_個別注記表

財務諸表に対する注記 (R2)

1 重要な会計方針

公益法人会計基準（平成20年4月11日）を採用しています。

(1) 固定資産の減価償却の方法

減価償却は次の方式を採用しています。

有形固定資産・・・定率法
無形固定資産・・・定額法

(2) 消費税の会計処理について

消費税等の会計処理は、税込方式により処理しています。

2 基本財産及び特定資産の増減及びその残高

基本財産及び特定資産の増減及びその残高は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	20,000,000	0	0	20,000,000
小 計	20,000,000	0	0	20,000,000
特定資産				
産業廃棄物処理等基金	50,000,000	0	0	50,000,000
敷金	136,000	0	0	136,000
小 計	50,136,000	0	0	50,136,000
合 計	70,136,000	0	0	70,136,000

3 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
定期預金	20,000,000	20,000,000	0	0
小 計	20,000,000	20,000,000	0	0
特定資産				
産業廃棄物処理等基金	50,000,000	50,000,000	0	0
敷金	136,000	136,000	0	0
小 計	50,136,000	50,136,000	0	0
合 計	70,136,000	70,136,000	0	0

4 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は次のとおりです。

(単位：円)

科 目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
その他固定資産			
什器備品 サーベイメータ	550,800	308,448	242,352
合 計	550,800	308,448	242,352

5 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりです。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
令和2年度公益財団法人鳥取県環境管理事業センター運営費補助金	鳥取県	—	19,207,736	19,207,736	0	—
令和元年度公益財団法人鳥取県環境管理事業センター整備事業費補助金	鳥取県	30,000,000	—	30,000,000	0	—
		—	29,994,799	29,994,799		
令和2年度公益財団法人鳥取県環境管理事業センター整備事業費補助金	鳥取県	—	22,824,266	22,824,266	0	—
合 計		30,000,000	72,026,801	102,026,801	0	

6 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりです。

(単位：円)

内 訳	金 額
経常収益への振替額	
基本財産受取利息	2,000
特定資産受取利息	5,013
合 計	7,013

附属明細書

1 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記の記載項目に同じ

2 引当金の明細

該当なし

財務諸表に対する注記 (R3)

1 重要な会計方針

公益法人会計基準（平成20年4月11日）を採用しています。

(1) 固定資産の減価償却の方法

減価償却は次の方式を採用しています。

有形固定資産・・・定率法
無形固定資産・・・定額法

(2) 消費税の会計処理について

消費税等の会計処理は、税込方式により処理しています。

2 基本財産及び特定資産の増減及びその残高

基本財産及び特定資産の増減及びその残高は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	20,000,000	0	0	20,000,000
小 計	20,000,000	0	0	20,000,000
特定資産				
産業廃棄物処理等基金	50,000,000	0	0	50,000,000
敷金	136,000	0	0	136,000
小 計	50,136,000	0	0	50,136,000
合 計	70,136,000	0	0	70,136,000

3 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
定期預金	20,000,000	20,000,000	0	0
小 計	20,000,000	20,000,000	0	0
特定資産				
産業廃棄物処理等基金	50,000,000	50,000,000	0	0
敷金	136,000	136,000	0	0
小 計	50,136,000	50,136,000	0	0
合 計	70,136,000	70,136,000	0	0

4 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は次のとおりです。

(単位：円)

科 目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
その他固定資産			
什器備品 サーベイメータ	550,800	405,388	145,412
合 計	550,800	405,388	145,412

5 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりです。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
令和3年度公益財団法人鳥取県環境管理事業センター運営費補助金	鳥取県	—	22,553,226	22,553,226	0	—
令和3年度公益財団法人鳥取県環境管理事業センター整備事業費補助金	鳥取県	—	6,663,000	6,663,000	0	—
合 計		0	29,216,226	29,216,226	0	

6 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりです。

(単位：円)

内 訳	金 額
経常収益への振替額	
基本財産受取利息	400
特定資産受取利息	5,000
合 計	5,400

附属明細書

1 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記の記載項目に同じ

2 引当金の明細

該当なし

財務諸表に対する注記 (R4)

1 重要な会計方針

公益法人会計基準（平成20年4月11日）を採用しています。

(1) 固定資産の減価償却の方法

減価償却は次の方式を採用しています。

有形固定資産・・・定率法

無形固定資産・・・定額法

(2) 消費税の会計処理について

消費税等の会計処理は、税込方式により処理しています。

2 基本財産及び特定資産の増減及びその残高

基本財産及び特定資産の増減及びその残高は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	20,000,000	0	0	20,000,000
小 計	20,000,000	0	0	20,000,000
特定資産				
産業廃棄物処理等基金	50,000,000	0	0	50,000,000
敷金	136,000	0	0	136,000
小 計	50,136,000	0	0	50,136,000
合 計	70,136,000	0	0	70,136,000

3 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
定期預金	20,000,000	20,000,000	0	0
小 計	20,000,000	20,000,000	0	0
特定資産				
産業廃棄物処理等基金	50,000,000	50,000,000	0	0
敷金	136,000	136,000	0	0
小 計	50,136,000	50,136,000	0	0
合 計	70,136,000	70,136,000	0	0

4 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は次のとおりです。

(単位：円)

科 目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
その他固定資産			
什器備品 サーベイメータ	550,800	478,094	72,706
合 計	550,800	478,094	72,706

5 少額減価償却資産の取得価格及び損金算入額

少額資産については特例により、全額損金処理しました。

(単位：円)

科 目	取得価格	損金算入額
什器備品 パソコン (1台)	141,350	141,350
デジタル水質計	172,260	172,260
合 計	313,610	313,610

6 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりです。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
令和4年度公益財団法人鳥取県環境管理事業センター運営費補助金	鳥取県	—	20,959,632	20,959,632	0	—
令和3年度公益財団法人鳥取県環境管理事業センター整備事業費補助金	鳥取県	—	6,713,400	6,713,400	0	—
令和4年度公益財団法人鳥取県環境管理事業センター整備事業費補助金	鳥取県	—	1,955,800	1,955,800	0	—
合 計		0	29,628,832	29,628,832	0	

7 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりです。

(単位：円)

内 訳	金 額
経常収益への振替額	
基本財産受取利息	400
特定資産受取利息	1,000
合 計	1,400

附属明細書

1 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記の記載項目に同じ

2 引当金の明細

該当なし

38__融資関係書類の写、
金融機関からの借入金に係る貸付決定書等

融資関係書類の写、金融機関からの借入金に係る貸付決定書等

事業の開始に当たり、令和5年末時点における県からの借入金の状況等については、次ページ資料のとおりである。借入条件は、次のとおり。

借入条件：無利子、返済期限は原則稼働後10年目の年度末

また、施設建設費用等で必要となる借入については、同様の条件での県に借入を要請する予定である。

なお、施設建設費用の一部は、県及び国に対し補助金等による支援も要請する予定である。（これまでもセンターの事業目的の重要性に鑑み、県からは、毎年度、法人運営、事業実施の両面に渡って全面的な財政支援を頂いてきたところであり、引き続きの支援を求めるものである。また、国に対しては必要な交付金の確保について、県を通じて要請していく。）

■ 県からの借入金の状況（令和5年度末現在）

借入金の名称	借入目的(用途)	借入金	率	借入期間	契約年月日
産業廃棄物処理施設確保資金	事業計画の継承費用等	円 51,427,440	% 0	平成27年11月13日 ～平成41年3月31日 (令和11年3月31日)	H27.10.28
〃	別案の検討等	38,426,400	0	平成27年11月13日 ～平成41年3月31日 (令和11年3月31日)	H27.10.28 H28.10.11
〃	県からの派遣職員に係る職員人件費	2,339,424	0	平成29年11月9日 ～平成41年3月31日 (令和11年3月31日)	H29.10.30 H30.5.22
〃	県からの派遣職員に係る職員人件費	8,702,525	0	平成30年4月27日 ～平成41年3月31日 (令和11年3月31日)	H30.4.10 R1.1.22 R1.5.10
〃	県からの派遣職員に係る職員人件費	9,755,217	0	平成31年4月16日 ～令和11年3月31日	H31.4.1 R2.1.15 R2.5.7
産業廃棄物管理型最終処分場整備資金	詳細設計及び調査・測量等費用	49,222,801	0	令和元年11月15日 ～施設稼働9年目の 年度末	R1.10.28 R2.3.10
産業廃棄物処理施設確保資金	県からの派遣職員に係る職員人件費	9,740,497	0	令和2年4月17日 ～施設稼働10年目の 年度末	R2.4.1 R2.12.23 R3.5.13
産業廃棄物管理型最終処分場整備資金	計画地内の埋蔵文化財調査等費用	10,037,134	0	令和2年5月20日 ～施設稼働10年目の 年度末	R2.4.13 R3.5.13
産業廃棄物処理施設確保資金	県からの派遣職員に係る職員人件費	8,944,474	0	令和3年4月16日 ～施設稼働10年目の 年度末	R3.4.1 R3.12.17 R4.5.9
産業廃棄物管理型最終処分場整備資金	計画地内の埋蔵文化財調査等費用	2,567,000	0	令和3年5月19日 ～施設稼働10年目の 年度末	R3.4.1
産業廃棄物処理施設確保資金	県からの派遣職員に係る職員人件費	9,938,955	0	令和4年4月19日 ～施設稼働10年目の 年度末	R4.4.1 R4.12.22 R5.4.28
産業廃棄物管理型最終処分場整備資金	詳細設計、調査・測量、環境影響調査等費用	73,693,000	0	令和4年11月18日 ～施設稼働10年目の 年度末	R4.10.25
産業廃棄物処理施設確保資金	県からの派遣職員に係る職員人件費	11,951,565	0	令和5年4月18日 ～施設稼働10年目の 年度末	R5.4.1
	借入金合計額	286,746,432			

39__経営再建計画書

経営再建計画書

財源確保の方針・考え方など

1 はじめに

(1) 当法人の経緯について

- ・当法人（以下、「センター」という）は、平成6年に、県内の官民の拠出により、産業廃棄物処理施設の確保を行って、産業廃棄物の適正な処理を推進し、もって産業の発展と地域住民の生活環境の保全に寄与することを目的として設立され、以来県内に管理型最終処分場がない状況を打開するため、処分場の候補地調査や地元協議を重ねてきたところである。
- ・平成20年に米子市淀江町内の候補地を、最終処分場の計画地として、環境プラント工業（株）を事業主体とし、これにセンターが公共関与する方式とする方針を公表した。
- ・平成25年4月 県から公益財団法人へ移行認定された。
- ・平成27年に、設置運営主体を環境プラント工業（株）からセンターに変更することを決定し、平成28年に県の条例手続きに基づき、「淀江産業廃棄物管理型最終処分場事業計画」（以下「事業計画」）を策定し、地元自治会等への周知を行い、県による意見調整の結果、令和元年5月に条例手続きは終結した。
- ・令和6年1月に、「事業計画」について詳細設計を踏まえ、安全対策を更に強化した内容に変更し、県に条例手続きに基づく届出を提出し、その内容について地元自治会、関係住民の方々への説明会を開催した。

(2) 県からの財政支援について

- ・これまでの経費面については、センターの事業目的の重要性に鑑み、県からは、法人運営、事業実施の両面に渡って財政支援を頂いており、今後も、事業実施に必要な支援が引き続き受けられるよう要望していくこととしている。

<現在の鳥取県からの財政支援内容>

#	鳥取県からの財源支援	備考（対象経費等）
1	公益財団法人鳥取県環境管理事業センター運営費補助金	職員人件費、法人運営に係る経費
2	公益財団法人鳥取県環境管理事業センター整備事業費補助金	処分場設計等に係る必要経費（詳細設計委託費等）
3	鳥取県からの借入金 ※ 別紙「38 融資関係書類の写、金融機関からの借入金に係る貸付決定書等」を参照	上記補助金で賄えない必要経費 借入金については、処分場事業開始後、処分料収入を財源に返済していく。

< (許可後) 最終処分場の建設に着手～産業廃棄物の処理業開始後の財政支援について >

- 施設の建設にあたっては、当該施設が公共関与による県内唯一の管理型最終処分場であること及び当法人には自己財源がない状況を踏まえ、国・県からの補助金、県からの借入金を受けられるよう、要請していく。
- 処分場事業の稼働後は、安全対策に万全を期し、運営の効率化にも務めた上で、県内唯一の産業廃棄物管理型最終処分場の経営が安定的に可能となるよう処分料収入で賄えない部分について、県からの支援を頂けるよう、要請していく。
- ・処分場建設及び事業開始に要する各種必要経費に係る費用は、下表①～④の財源の充当を想定する。
- ・また、事業開始後の維持管理等に係る費用は⑤～⑦の財源の充当を想定しており、詳細は「施設設置・維持管理に要する資金総額及び資金調達計画（財源計画）」で説明する。

#	財源	対象費用	対象費用・負担率など
①	環境省国庫交付金 課題対応型産業廃棄物処理施設運用 支援事業	施設の建設費	対象費目の4分の1
②	鳥取県補助金 公益財団法人鳥取県環境管理事業セ ンター整備事業費補助金	施設の建設費	施設建設費全体から国庫交付 金額を減じた額の3分の2
③	〃	重機の購入費 土地の賃借料等	対象費目の3分の2
④	県からの借入金	施設の建設費等	無利子。原則、借入後10年後 の返済を想定。
⑤	事業収益（処分料収入）	維持管理費等 借入金返済費	
⑥	鳥取県補助金 公益財団法人鳥取県環境管理事業セ ンター整備事業費補助金	維持管理費	水処理施設の維持管理の高度 処理にあたる額の2分の1
⑦	県からの借入金	その他事業運転資金	無利子。原則、借入後10年後 の返済を想定。

2 財務改善計画

(1) 負債・正味財産内訳（令和5年3月末）

（単位：千円）

	科目	残高	個別内容
固 定 負 債	長期借入金	275,306	鳥取県（無利子融資）
流 動 負 債	未払い金等	69,089	未払金 68,810、未払費用 271、預り金 8
負債合計		344,395	
正 味 財 産	指定正味財産	70,136	基本財産 20,000、産廃処理等基金 50,000 敷金 136
	一般正味財産	△ 49,346	
正味財産合計		20,791	

各年度の当期一般正味財産増減額は、下表のとおりであり、令和2年～5年度と4期連続でマイナスで推移している。主たる要因は、事業収益がない中で、職員人件費の一部や詳細設計に係る費用の一部を、鳥取県からの貸付金で賄っていること（返済時期は、原則、施設稼働後10年目の年度末）が理由である。

対策として、早期の工事着手など、財務状態の健全化を図れるように県へ支援を要請していく。

年度	当期一般正味財産増減額
令和2年	△ 39,910,565 円
令和3年	△ 9,041,414 円
令和4年	△ 10,011,661 円
令和5年	△ 12,018,005 円（見込み）

(2) 返済等改善計画

- 将来における法人貸借対照表における負債、正味財産の想定推移を「返済等改善計画」として別表1に示す。(※前提として、建設期間が令和7～9年、令和10年当初から事業開始する想定で推定したもの。以下、同様)
- 建設工事に着手する令和7年以降は、国の交付金や県の補助金の取得に伴い、正味財産合計は安定的にプラス域で運用できる。

別表1 返済等改善計画 (単位：千円)

年 度		令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年
負債の部	固定負債残高	275,306	286,746	298,246	511,433	1,162,830	1,720,468	1,799,070
	対前年増減額	—	11,440	11,500	213,186	651,397	557,638	78,602
	(内訳)							
	借入額	83,370	11,440	11,500	213,186	651,397	557,638	170,000
	借入返済額	0	0	0	0	0	0	-110,651
	維持管理積立金	0	0	0	0	0	0	19,253
正味財産の部	指定正味財産	70,136	70,136	70,136	499,695	2,325,662	3,736,007	3,502,984
	一般正味財産	-49,345	-61,363	-72,750	-142,318	-150,798	-159,277	-254,035
	正味財産合計	20,791	8,773	-2,614	357,377	2,174,864	3,576,729	3,248,949
	対前年増減額	-10,012	-12,018	-11,387	359,991	1,817,487	1,401,865	-327,781
	(内訳)							
	当期指定正味財産増減額	0	0	0	429,559	1,825,967	1,410,345	-233,023
	当期一般正味財産増減額	-10,012	-12,018	-11,387	-69,568	-8,480	-8,480	-94,758

3 収支改善計画

- 将来における収入（主に産業廃棄物処理事業収益、受取補助金）と支出（維持管理等の事業費、減価償却費）の想定推移を「収支改善計画」として別表2に示す。
- 処分事業を開始した直後は、減価償却費*が膨大のため、正味財産合計の増減額はプラス域になってはいないが、減価償却費を差し引いた額で考えれば、事業開始直後の令和10年から正味財産合計の増減はプラス域で推移できている。

別表2 収支改善計画 (単位：千円)

年 度		令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年
収入	事業収入(A)	0	0	0	0	0	0	162,947
	産業廃棄物処理事業収益	0	0	0	0	0	0	161,100
	その他事業収支	0	0	0	0	0	0	1,847
	受取補助金等(B)	29,629	81,675	40,205	28,917	28,861	28,861	243,317
	その他(C)	3	3	2	1	1	1	1
	合計(D)=(A)+(B)+(C)	29,632	81,678	40,207	28,918	28,862	28,862	406,265
支出	事業費(E)	39,643	93,696	51,594	98,486	37,342	37,342	501,023
	(うち減価償却費)	73	73	0	0	0	0	335,549
	合計(F)=(E)	39,643	93,696	51,594	98,486	37,342	37,342	501,023
	当期一般正味財産増減額(D)-(F)	-10,012	-12,018	-11,387	-69,568	-8,480	-8,480	-94,758
	当期指定正味財産増減額	0	0	0	429,559	1,825,967	1,410,345	-233,023
	正味財産合計の増減額	-10,012	-12,018	-11,387	359,991	1,817,487	1,401,865	-327,781

※減価償却費は定額法によるものとし、土木工作物（処分場本体）は厚生省通知（S55.10.18）に基づき埋立年数を耐用年数とし、その他の資産は減価償却資産の耐用年数等に関する省令その他関係法令等に基づき設定した。

4 事業運営に当たっての自助努力、効率化等計画

(1) 事業全般に関するもの

- ・安全第一のもと適切な人員配置と業務分担（業務委託先との連携などを含む）、DX化等による業務の効率化

(2) 産業廃棄物処理業に関するもの

- ・取引先へのPR、新規顧客獲得による処分料収入の確保
- ・安全管理の徹底を図るとともに施設の維持管理の効率化等を推進していく。

5 経営改善に当たって金融機関、取引先等からの支援策

- ・前述1（2）の説明のとおり。補助金や貸付金に伴う財源確保に関して、鳥取県と密接に連携を取り、必要な資金支援について県へ要請していくこととしている。

41__関係法令等に係る許可証（写）等

関係法令等の許可等の種類及び手続きの実施状況

令和5年11月末日時点

法令名	関係条文 (必要手続き等)	手続き必要性の有無		確認 年月日	手続き状況
		H28	R05		
国土利用計画法	第23条(権利の移転等の届出)	未定	有	H28. 9. 30 米子市都市計画課(現:都市創造課)確認 R5. 8. 31 米子市都市創造課に確認	・土地取引契約締結後2週間以内に届出書を提出する。
都市計画法	第29条(開発行為許可申請)	未定	無 (※)	H28. 9. 29 米子市建築指導課(現:建築相談課)確認 H30. 7. 31 米子市建築相談課確認	・許可申請は不要。(廃掃法の許可後、事前協議書を提出する)
公有水面埋立法	第2条(埋立の免許)	無	無 (※)	—	—
建築基準法	第6条(建築確認申請)	有	有 (※)	H28. 9. 29 米子市建築指導課(現:建築相談課)に確認	・管理事務所棟が対象。本工事の際に受注者が設計し申請する。
	第51条(ただし書き許可申請)	無	無 (※)	H28. 9. 29 米子市建築指導課(現:建築相談課)に確認	—
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	第12条(適合性判定申請)又は第19条(建築物の建築に関する届出等)	有	有 (※)	H28. 9. 29 米子市建築指導課(現:建築相談課)に確認	・工事着手前までに申請予定。
鳥取県地球温暖化防止条例	第19条(建築物環境配慮計画書の提出)	有	有 (※)	H28. 9. 29 米子市建築指導課(現:建築相談課)に確認	・工事着手予定日の21日前までに提出予定。
建設工事に関する資材の再資源化等に関する法律	第10条(対象建設工事の届出)	有	有 (※)	H28. 9. 29 米子市建築指導課(現:建築相談課)に確認	・工事着手の7日前までに届出予定。
農地法	第4条(転用許可申請・届出)	無	無 (※)	—	・土地所有者が農地以外の目的に転用することであり該当しない。
	第5条(転用目的での権利移転の許可申請・届出)	有	有 (※)	H28. 6. 21 西部総合事務所農林業振興課確認	・農振除外手続完了後に申請予定。
農業振興地域の整備に関する法律	第13条(農業振興区域整備計画の変更)	有	有 (※)	H28. 9. 21 米子市農林課確認	・廃掃法の設置許可申請後に申請予定。
	第15条の2(開発行為の許可申請)	無	無 (※)	H28. 10. 3 米子市農林課確認 R01. 12. 17 米子市農林課確認	農地転用の手続きを行うため、不要。
海岸法	第7条(海岸保全区域の占用許可申請)	無	無 (※)	H28. 6. 16 西部総合事務所維持管理課確認	—
	第8条(海岸保全区域の開発行為の許可申請)	無	無 (※)	H28. 6. 16 西部総合事務所維持管理課確認	—
港湾法	第37条(港湾区域・港湾隣接地域の工事等の許可申請)	無	無 (※)	H28. 6. 16 西部総合事務所維持管理課確認	—
	第38条の2(臨港地域内における行為の届出)	無	無 (※)	H28. 6. 16 西部総合事務所維持管理課確認	—
道路法	第24条(道路工事の施工の承認申請)	有	有 (※)	H28. 10. 6 西部総合事務所維持管理課確認	・工事着手前までに申請予定。
	第32条(道路の占用の許可申請)	有	有 (※)	H28. 10. 6 西部総合事務所維持管理課確認	・工事着手前までに申請予定。
米子市法定外公共物管理条例	第4条(法定外公共物の占用許可申請) 第9条(法定外公共物の敷地内での行為の許可申請)	未定	有 (※)	H28. 9. 29 米子市維持管理課確認	・第4条該当なし。 ・第9条申請予定。(下流水路改修を行う場合に必要)
漁港漁場整備法	第39条(工作物建設等の許可)	無	無 (※)	H28. 6. 16 西部総合事務所維持管理課確認	—
河川法	第24条(河川区域の占用許可申請)	無	無 (※)	H28. 6. 16 西部総合事務所維持管理課確認	—
	第26条(河川区域の工作物の新築等の許可申請)	無	無 (※)	H28. 6. 16 西部総合事務所維持管理課確認	—
	第27条(河川区域の土地の掘削等の許可申請)	無	無 (※)	H28. 6. 16 西部総合事務所維持管理課確認	—
	第55条(河川保全区域における行為の許可申請)	無	無 (※)	H28. 6. 16 西部総合事務所維持管理課確認	—
	第57条(河川予定地における行為の許可申請)	無	無 (※)	H28. 6. 16 西部総合事務所維持管理課確認	—

法令名	関係条文 (必要手続き等)	手続き必要性の有無		確認 年月日	手続き状況
		H28	R05		
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	第7条(急傾斜地崩壊危険区域内における行為の許可申請)	無	無 (※)	H28.6.16 西部総合事務所維持管理課確認	—
地すべり等防止法	第18条(地すべり防止区域における行為の許可申請)	無	無 (※)	H28.6.16 西部総合事務所維持管理課確認	—
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	第10条第1項(土砂災害特別警戒区域内で行う開発行為の許可)	無	無 (※)	H28.6.16 西部総合事務所維持管理課確認	—
砂防法	第4条(砂防指定地における行為の許可申請)	無	無 (※)	H28.6.16 西部総合事務所維持管理課確認	—
採石法	第33条の5第2項(軽微な変更)	無	無 (※)	H28.6.16 西部総合事務所維持管理課確認	—
森林法	第10条の2(開発行為の許可)	有	有 (※)	H28.7.6 西部総合事務所農林業振興課確認	・申請予定。(設置許可申請後)
	第27条(保安林の指定解除申請)	無	無 (※)	H28.6.21 西部総合事務所農林業振興課確認	—
	第34条(保安林における立木伐採の許可申請)	無	無 (※)	H28.6.21 西部総合事務所農林業振興課確認	—
土地改良法施行令	第59条(他目的への使用等承認申請)	無	無 (※)		—
土地区画整理法	第76条(土地区画整理事業施行地域内における行為の許可申請)	無	無 (※)	H28.9.30 米子市都市計画課(現:都市創造課)に確認	—
文化財保護法	第93条(周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘の届出)	有	有 (※)	H28.7.11 届け出済み R04.4.19 米子市文化振興課	・R4年3月本調査実施済み。(百塚88号古墳) ・米子市による試掘調査が必要。
	第125条(現状変更等の許可申請)	無	無 (※)	H28.6.7 米子市教育委員会事務局(現:文化振興課)に確認	—
自然公園法	第20条第3項(特別地域における行為の許可申請)	無	無 (※)	H28.6.16 西部総合事務所生活安全課確認	—
	第33条(普通地域における行為の届出)	無	無 (※)	H28.6.16 西部総合事務所生活安全課確認	—
自然環境保全法	第25条(特別地域における行為の許可申請)	無	無 (※)	H28.6.16 西部総合事務所生活安全課確認	—
	第27条(海中特別地域における行為の許可申請)	無	無 (※)	H28.6.16 西部総合事務所生活安全課確認	—
	第28条(普通地域における行為の届出)	無	無 (※)	H28.6.16 西部総合事務所生活安全課確認	—
都市公園法	第6条(都市公園の占用の許可申請)	無	無 (※)	H28.6.16 西部総合事務所建築住宅課確認 H28.9.29 西部総合事務所維持管理課確認	—
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第29条(特別保護区域における行為の許可申請)	無	無 (※)	H28.10.3 米子市農林課確認	—
消防法	第9条の3(圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出)	未定	無	R05.11.28 センター判断	・硫酸200kg以上貯蔵の場合、届出必要。 ・設計は塩酸のため不要。
	第9条の4(指定可燃物の届出)	未定	無	R05.11.28 センター判断	・60%以上のメタノール400ℓ以上の場合、届出必要。 ・設計は50%メタノールであり対象外。
	第11条(危険物貯蔵所等の設置許可申請)	未定	有	R05.11.28 センター判断	・軽油、灯油1,000ℓ以上貯蔵の場合は許可が必要。 ・設計では灯油10,000ℓ(ボイラー、発電機の使用)であり許可申請予定。 ・貯蔵の場合は、貯蔵所設置許可、危険物取扱者。(乙4)
	第8条防火管理者の選任	—	有	R5.8.21 米子消防署に確認	・見学者等がある場合、常駐人員に加え会議室の収容人数(会議室面積を3㎡で割った数字)が50人以上となれば選任が必要。 ・建築確認申請を受理した市が消防局へ照会し、消防局が第8条の対象となるかどうかを確認。対象となれば消防局から申請者へ「計画通知」を送付。 ・事務所の使用開始7日前までに届出が必要。
鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例	第44条(火を使用する設備等の設置の届出)	—	有	R05.11.28 センター判断	・内燃機関を原動力とする発電設備を設置する前に設置届が必要。(非常用発電機が該当)
	第46条(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等)	—	無	R05.11.28 センター判断	・指定数量未満の危険物の貯蔵および指定可燃物の貯蔵予定なし。
国有財産法	第8条(国有財産の引継:国有財産の用途廃止申請)	無	無	R05.11.28 センター判断	・区域内に里道、水路はない。

法令名	関係条文 (必要手続き等)	手続き必要性の 有無		確認 年月日	手続き状況
		H28	R05		
高圧ガス保安法	第16条・第17条の2(高圧ガスの貯蔵の許可申請・届出)	無	無	R05.11.28 センター判断	・高圧ガスは扱わない。
電気事業法	第53条(自家用電気工作物の使用の開始の届出)	未定	有	R05.11.28 センター判断	・受電設備が対象であり届出予定。
大気汚染防止法	第6条(ばい煙発生施設、一般粉塵発生施設の設置の届出)	未定	無	R05.8.8 西部総合事務所環境・循環推進課確認	・ボイラー、発電機の燃焼能力50 μ g/h以上の場合は届出が必要。 ・設計はボイラー44 μ g/h(22 μ g/h \times 2台)、発電機はそれ以下であり対象外。
水質汚濁防止法	第5条(特定施設の設置の届出)	無	無 (※)	H28.10.5 西部総合事務所環境・循環推進課確認	・機械式のタイヤ洗浄施設は該当するが設置しない。
騒音規制法	第6条(特定施設の設置の届出)	無	無 (※)	H28.9.13 米子市環境政策課確認	0.75kw以上の冷却塔は対象(設計は3.3kwの冷却塔)であるが、規制地域外のため該当せず。
	第14条(特定建設作業の実施の届出)	—	無 (※)	H28.9.13 米子市環境政策課確認	—
振動規制法	第6条(特定施設の設置の届出)	無	無 (※)	H28.9.13 米子市環境政策課確認	—
	第14条(特定建設作業の実施の届出)	—	無 (※)	H28.9.13 米子市環境政策課確認	—
ダイオキシン類対策特別措置法	第12条(特別施設の設置の届出)	無	無 (※)	H28.10.5 西部総合事務所環境・循環推進課確認	—
土壌汚染対策法	第4条第1項(土地の形質の変更の届出)	有	有 (※)	H28.10.5 西部総合事務所環境・循環推進課確認	・工事着手の30日前までに届出予定。
とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び維持的な利用に関する条例	第7条(影響調査計画書の届出) 第9条(採取計画の届出)	未定	無	R05.11.28 センター判断	・新規の取水井戸の設置がないため不要。
鳥取県公害防止条例	第48条第1項(騒音関係特定施設の設置の届出)	未定	無 (※)	H28.12.28 センター判断	
下水道法	第11条の2(仕様の開始等の届け出)	無	無 (※)	R05.11.28 センター判断	・下水道には接続しない。
	第12条の3(特定施設の設置等の届け出)	無	無 (※)	R05.11.28 センター判断	・下水道には接続しない。
浄化槽法	第5条第1項(浄化槽の設置等の届出)	無	有 (※)	H28.9.9 米子市環境政策課に確認	・建築確認申請により手続き予定。
景観法	第16条(行為着手前の届出)	有	有 (※)	H28.9.30 米子市都市計画課(現:都市創造課)に確認	・申請予定。
鳥取県税条例	第221条(産業廃棄物処分場税の特別徴収義務者としての登録)	有	有 (※)	H28.10.3 中部県税事務所県税課に確認	・申請予定。
	第225条(産業廃棄物処分場税の納税義務者としての登録)	無	無 (※)	H28.10.3 中部県税事務所県税課に確認	—
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律		—	無	H28.12.28 センター判断	・今後の事業の拡大等により、第一種指定化学物質等取扱事業者該当する場合は、「第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出」が必要。
鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例		—	無	R05.11.28 センター判断	・申請不要。

(※) 変更届出書記載の事業計画を踏まえ、センターにおいて手続き要否に変化がないと判断し記載した項目

